

## 会計処理規約

### 〔目 的〕

第 1 条 中山間地域における砂防の意義・役割を体験的に学び考えるために開催される「キャンプ砂防 2024」（以下「キャンプ砂防」という。）において、参加する学生（以下「参加学生」という）に支出される支援金の会計処理を円滑に行うことを目的に、会計処理規約（以下「規約」という。）を定める。

### 〔適用の範囲〕

第 2 条 本規約は、参加学生に適用する。

### 〔会計責務〕

第 3 条 支援金の会計及び運用に関し、参加学生自らが責務を負うこととする。

### 〔支援金受給〕

第 4 条 運営担当が行う支援金の支給に対し、やむを得ない事情を除き参加学生本人が受給する。

附 則 本規約は、2024年4月1日より適用する。